児童発達支援・放課後等デイサービス報酬フローチャート

※放課後等デイサービスの場合で作成
（児童発達支援は「平日３時間」を「平日５時間」に読みかえる）

個別支援計画に定める利用日に支援を行った。

YES

個別支援計画に定める支援時間（平日３時間を超える・学休日５時間を１時間以上超える場合は延長支援時間も含む）で支援した。

YES

基本報酬・延長支援加算：個別支援計画で定めた提供時間が該当する時間区分で算定する。

NO

個別支援計画で定める支援時間よりも長かった。

基本報酬・延長支援加算：個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定することを基本とする。
（ただし、利用者や学校等の都合により、通常個別支援計画に定めている提供時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合（例えば、通常は1時間だが、学校の短縮授業等により３時間になる日が想定される場合等）には、想定される具体的な内容を個別支援計画に定め、必要な体制をとっている場合には、**通常個別支援計画に定めている提供時間とは異なる時間区分で算定可能**）
（個別支援計画に延長支援時間の設定のない日に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合は、延長支援加算の算定可能）

個別支援計画で定める支援時間よりも短かった。

利用者都合による

基本報酬：個別支援計画に定めた支援時間が該当する時間区分で算定する。
（実際の支援時間が３０分未満となった場合でも算定可能。学校の授業が延長した場合や道路渋滞等により通常より送迎に時間を要するなど、事業所に起因しない事情による場合も同様）
延長支援加算：計画時間よりも、実際に延長支援に要した時間が短くなった場合においては、基本報酬とは異なり、その理由の如何に関わらず、実利用時間（30分以上）により延長支援加算を算定する。

事業所都合による

基本報酬：実際に支援に要した時間が該当する時間区分で算定する。
（実際の支援時間が３０分未満となった場合には算定不可）
延長支援加算：計画時間よりも、実際に延長支援に要した時間が短くなった場合においては、基本報酬とは異なり、その理由の如何に関わらず、実利用時間（１時間以上）により延長支援加算を算定する。

NO

基本報酬：30 分以上 1 時間30 分以下の時間区分での算定
※ただし、当初利用する予定のない日に支援を提供する場合について、そのような利用の想定及び支援の提供時間について個別支援計画（参考様式における別表の特記事項欄）に記載することにより、**当該支援の提供時間に応じた時間区分での算定可能**
※児童発達支援管理責任者が未配置であることにより、個別支援計画の作成や見直しができない場合において、障害児等のアセスメントを行い支援の方針や支援目標、支援内容及びそれを実施するための支援の提供時間を定めた個別支援計画と同様の計画を作成している場合においては、**当該支援の提供時間に基づく基本報酬の算定可能。**当該計画については、あらかじめ支給決定保護者に説明を行い同意を得ること。ただし、この場合においても、個別支援計画の未作成減算が適用されることに留意すること。

2024/7/11作成